

特許特別会計

特別会計に関する情報

特許特別会計の目的

特許等の工業所有権に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立及び利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として昭和59年7月に設置されました。

特許特別会計において経理されている事務及び事業の内容

特許特別会計は、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、特許・実用新案・意匠・商標の審査・審判及び権利の登録等を行うために必要な経費を支出しております。

なお、特許特別会計は、収支相償の下で運営されており、これまで一般会計に依存したことはありません。

特許特別会計の経理方法の概要

